

第17回環境社会配慮審査会

日時 平成20年3月10日(月) 15:00~16:30

場所 JICA本部12C会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	菊地 邦雄	法政大学人間環境学部教授
委員	小林 正興	大阪府環境農林水産総合研究所企画調整部企画課
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授及び 専攻長
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学㈱代表取締役
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	藤崎 成昭	(独)日本貿易振興機構総務部主査環境社会配慮審査役
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

欠席委員

委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授

事務局

熊代 輝義	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長
村瀬 憲昭	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム
宮崎 明博	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム
竹田 進吾	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

委員・事務局以外の発言者

乙川 牧彦	株式会社 建設技研インターナショナル
村田 直人	住鉱テクノリサーチ 株式会社
九野 優子	独立行政法人国際協力機構 地球環境部 第三グループ（水資源・防災） 防災チーム

村山委員長 それでは、第17回環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。

本日は、第1議題として、フィリピン国カビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査の答申案協議ということになっております。

既に担当の委員の方からコメントをいただいています。それに対して対応について、資料を作成していただいておりますので、これに基づいて協議を進めていきたいと思っております。

いくつかのパートに分かれています。まず少し分けてご説明をいただいた後、コメントをいただいた委員との協議というふうにしたいと思っております。

最初に、今後の手続について、人口予測、それから次のページの計画の枠組みのあたりまでご説明いただけますでしょうか。その後、少し時間を取って、もし議論があれば行いたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

竹田 それでは、まず審査室のほうから、この手続について、1番と2番の部分について対

応を回答させていただきます。

まず、1番目、原嶋委員からのコメントですが、M/PとF/Sが一体となっている場合の取り扱いについて、ガイドラインに明文規定がない。この場合に、M/PとF/Sを一体として進めるのか、分離して手続を進めるのか、どういう扱いが原則なのかというコメントですが、M/P、F/Sともに行う開発調査の場合は、通常、1案件の開発調査として取り扱っているのですが、今回はM/PがカテゴリA、F/SがカテゴリBとなるような状況が生じました。通常はカテゴリBのF/Sについて諮問はしないのですが、カテゴリAであるM/Pの部分の環境社会配慮調査結果のみ諮問をしました。

2番目ですが、これも1番と少しかぶっている部分のコメントですが、マスタープラン調査とフィージビリティ調査に大きく分けられていて、短期実施プロジェクトをフィージビリティ調査の対象となる優先プロジェクトとして提案するとされています。ということは、来月からスタートするフィージビリティ調査は、ここで提案されている優先プロジェクトについてなされているということになります。これについて審査会での議論は不要なのでしょうかというコメントについてですが、1月21日の審査会で、マスタープラン段階の調査結果と最適計画案で、それに基づいたF/S対象の優先プロジェクトに対する中間報告を実施しました。F/S対象事業については、担当部と当チームで確認をし、カテゴリBとしております。カテゴリBのF/Sは、先ほどとちょっと重複するのですが、審査会で通常は諮問いたしません。今回は、それに伴って、カテゴリAとなっているM/P部分の環境社会配慮調査結果のみ諮問したということになっております。

以上です。

九野 そうしましたら、コメント3以降の回答、対応案について、調査団長の乙川からご説明させていただきます。乙川さん、お願いします。

乙川 ご説明させていただきます。

まず、(3)人口予測についてということで、プログレスレポートでは、今回の予測値はほかの調査に比べて最も大きな値を示していると。この原因として、過小評価を避けるために、当初期間の人口予測の減少幅を小さく取り扱い、徐々に下降することと考えられるが、このような設定を行った根拠についてより明確に記載すべきであるというコメントをいただいております。これにつきましては、詳しくはプログレスレポートの4-2から4-3に書いてございます内容ですけれども、基本的に我々の考え方としては、この回答に書いてございます3つの考え方、1つは過去5年間に記録した実績の急激な人口増加は、今後は減少傾向にあるだろう

ということ。2つ目は、一体今後の人口の鈍化に関してはどのような値を採用すべきかということで、それは関連調査の採用した値を想定すべきだろうと。しかしながら、3つ目の考え方として関連調査の人口を参考にする場合に、その伸び率を過小評価とすると、将来の洪水流出を過小評価にしなければならないような危険性があるため、やや大きな値をとるということで、我々は考えております。それでとった値というのが、ページの4 - 4のところに書いてあるところでございます。

今回コメント回答の中でお詫びしなければならないのですが、第2パラグラフに書いてあります最も大きな予測値は国家統計局（NSO）の値であるというふうに書いてありますが、これは間違いで、我々の値のほうが大きな値でございます。

我々の値というのは、ただカビテ州が今まで予測していた値よりは小さな値をとっております。このような内容について、ドラフトファイナルでよりわかりやすく記述したいと考えております。

次に、プログレスレポート、（4）でございます。Basic Conceptについてということで、環境配慮審査会から出された答申とその対応の5では、ハード、ソフトに関するメリット、デメリットについて、7.1を参照してほしいということになっているけれども、この部分はおのこの機能分担と両方でカバーできない部分に関する記述が主であって、各機能のメリット、デメリットについて、より明確な記述が必要であろうというふうなコメントをいただいております。これについては、おっしゃるとおりということを考えまして、我々としてはさらにメリット、デメリットということを記述するとすれば、ハードに関しましては、例えば洪水が設計規模以内であればほぼ被害ゼロの低減効果が期待できる。ただ、その反面、構造物対策の場合は家屋移転やマングローブ伐採等の社会自然環境に対する負の影響が発生するおそれがあることや、設計規模を超える洪水が発生した場合には洪水防御効果がほとんどないということがデメリットで挙げられます。一方、ソフト対策については、ハード対策に比べて洪水低減効果が定量的に把握したり、もしくはその表現したりすることが極めて難しいというデメリットがあります。その反面で、洪水低減効果の即効性や洪水規模にかかわらず被害低減効果を期待できるとのメリットがあります。

以上の趣旨をドラフトファイナルに記述したいと考えております。

村山委員長 とりあえずここで切らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、今までの点で追加のコメント、ご質問があればよろしくお願いたします。

藤崎委員、どうぞ。

藤崎委員 最初のところに戻ってしまうんですけども、要するに諮問の仕方というところですね。それで、おっしゃるとおり、例えばF / Sに当たる場所ですね。それが確かにカテゴリBなんだろうと私自身も感じるんですけども、これはこのガイドライン自体のあり方みたいな話だと思うんですね。たまたまこうだったからこうなんだということで、しかもスケジュールが2007年3月から2008年3月までこうこうで、それで2008年4月から2009年2月までをフィージビリティスタディという話で、何かスケジュールが決まっていて、それでも来月から始まるやつはBなんだから、それでマスタープランについて諮問したいんだと言われても、何かちょっと狐につままれたような気がするんですけども、いかがなんでしょうかね。

例えば、もしこういった形でやっていて、F / Sに相当する部分がカテゴリAであったら、その場合どういうふうに扱うのか。しかも、例えばもう3月で、4月から始まるんだと言われて、それに対してどう対応すべきなのかというのは非常に考え込んでしまったんですが。例えば委員の皆さんはどうお考えになりますでしょうか。

村山委員長 今回の点は、最初に原嶋委員がご指摘になっている点と関連していて、実際のプロジェクトではM / PとF / S、フィージビリティスタディが一体として進められているということが出てくるわけですね。これまでも審査会に諮問された案件の中にはそういった例があったと思います。その場合に、Aになったものだけ扱うということ、これまではやってきているんですね。ですから、それが妥当かどうかという議論は確かにあって、これまでもそういった点について議論したように記憶しているんですが、今のところ、ガイドラインの中でこの点に関する明確な規定がありません。ですので、Aになったものについて審査会は諮問を受けて、それを扱うという以上のことはちょっと今の段階では言えないのかなというふうに思います。

ただ、今後どうすればいいかというのは、課題だと私も思っていますので、それについては別途またコメントを出していただければと思っています。

藤崎委員 わかりました。

村山委員長 原嶋委員、そのような形でよろしいですか。

渡辺 事務局としましては、カテゴリBの部分も対象にできないわけではないと思っているんですけども、審査会もかなりの頻度で開いている状況でございまして、カテゴリAを対象に運用しているという状況がございまして。そういう意味では、もし、例えば今後調査が進展して、ドラフトファイナルレポートの段階で、例えば何か資料をお配りしてコメントをいただくというやり方も可能かとは思いますが、その辺は皆様のご意見をいただいてというよう

に考えております。

野村委員 M / P と F / S でカテゴリ分けが違ってきた場合の議論ということですが、今我々がこういう議論をしたくなるのは、今、目の前で J I C A が M / P と F / S をやっているからだろうと思います。

実は、F / S の裏に、J I C A でなくて、自国あるいは他の援助機関が M / P をつくっていて、それはすごく大きな計画で当然カテゴリ A に該当するような M / P、ただ、その中で環境影響が小さい部分だけに絞って J I C A に F / S をやってください、それは B ですねということとは当然あり得ると思います。

そういうことも考えたときに、M / P は A だけれども、その中で環境影響が小さいものを選ぶというのは、環境影響の負荷を避けるメカニズムが働いた結果なので、B のものは B ということで取り扱っていかざるを得ないというのが私の考えです。

村山委員長 ありがとうございます。

ちょっと私の記憶が定かではないんですが、たしか逆もあって、M / P は B だけれども、事業 F / S をかなり細かくやっていると A になったということで、それが諮問に付されたという例があったように思います。そういう意味で、この問題は、いろんな点でやはりもう少し明確にしておくべきだと思いますので、今後の課題として、今議論が始まっている新しいガイドラインの中でも、可能であればそういった点も含められればいいのかと思っています。

よろしいでしょうか。ほかの点はいかがでしょう。

今渡辺さんのほうからお話があったんですが、今後の手続にもなるので、ちょっと最後に確認をさせていただければと思っていたんですが、今回、M / P のプログレスレポートを対象にして諮問、答申という形になっているわけですが、今後、さらにドラフトファイナルのレポートが出て、最終的にファイナルになるということなんですね。今議論すべきかどうかちょっとわからないんですが、そういう段取りになるんでしょうか。

渡辺 今後 F / S 調査が行われますので、F / S 調査が一通り調査が済んだ段階でドラフトファイナルレポートができます。それをまたフィリピン側と協議をして、ファイナルレポートになるという予定になっております。

村山委員長 それは M / P のドラフトファイナルということですね。

九野 今後は F / S の実施となりますので、M / P に関してはここである程度固まったということです。委員会でご指摘いただいた部分は修正しますが、それ以外の部分はドラフトファイナルレポートの段階でも基本的には変わらない予定です。そういった意味では、M / P に関

しては、現在がドラフトファイナル段階であるということになります。

村山委員長 どこまで解釈してよいかということがあって、事前に少し相談をいただいたときに、一応これまでの審査会に手続との整合性を考慮したんですけれども、最後にもう一度申し上げたいと思います。最終的なドラフトファイナルの段階でプログレスレポートから相当変わってしまうと、これはちょっともう一度議論せざるを得ないと思っていますので、あまりそれほど変わらないということであれば今回の議論でもう十分だと思うんですが、その点はもう一度、最後に確認させていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次のところですね。自然環境への影響ですね。これだけちょっと先にやっていただこうと思います。自然環境だけお願いいたします。

乙川 (5) で、マングローブ以外の影響項目の評価についてということで、前回、環境審査会のご説明資料として出しました表13がございまして、その中ではマングローブに対する影響だけが最適案の評価項目となっているけれども、本来的にはほかに公害だとか大気汚染とか水質汚染とか騒音とかについても、そのM/P選定の相対的な評価として入れるべきであるというご指摘をいただいております。これについての回答といいますか、我々の考え方ですけれども、基本的にはマングローブ以外のすべてのスコーピングで出しました環境影響項目につきましては、今回評価をやっております。ただ、その表13には入れておりませんが、これは表13というのはあくまでも自然社会環境だけではなくて、技術的評価、財務負担だとかいろいろなものも含めた形での最適案の選定を、総合評価はわかりやすく表現するためという趣旨から作成したものでございます。

他方、ご指摘のあったものについては、我々の考えでは、一番最後のパラグラフに書いてございますように、スコーピングで抽出したすべての社会環境影響項目に関する代替案の相対評価に関しましては、別途プログレスレポートのTable10.1に記載しておりまして、ここにいわゆるマトリックスとしてまとめておりますので、それがご指摘されているコメントの内容ではないかというふうに、我々は考えております。

それから、建設時の水質汚濁についてでございます。(6)建設時の水質汚濁について、レポートではDPWHが最近行った浚渫における影響に関する漁協への調査結果を参照して、重要な影響はないとしているが、少なくとも参照した浚渫の区間や期間などの情報を挙げた上で、今回の事業の規模との比較が可能な形で根拠を示し、判断の妥当性を記述する必要があると思われるということございまして、これ、私どものほうでは、実は内部資料としてどの程度の

あたりをやっているかということと、それから浚渫量等のデータは既に収集してございます。ただ、今回具体的にどこの区間というコメントに対して、まだちょっと膨大な資料の中から探し出すことができず、今回ご説明できませんけれども、資料としてはございますので、これはドラフトファイナルレポートの中でご指摘のものを記述したいと考えております。

村山委員長 ありがとうございます。

この点はいかがでしょうか。原嶋委員、よろしいですか。

それでは、記述をしていただけるということで、理解させていただきます。

その後、土地の取得と移転ですが、ちょっと分量がありますが、この2つの部分をお願いいたします。

乙川 まず、(7)でございます。プログレスレポートにR10.4という表がございまして、その中にフルスケールの改善であるF I - 1とF S - 1において必要となる農地・養殖地の面積が、ほかのオプションより少ない、あるいはゼロとなっている理由は何であるかというご質問を受けております。これにつきましては、実はF I - 1とかF S - 1というのは、その基本的な対策案として考えているのは、河川改修のみでございます。この場合、河川改修だけですと、その法線上に農地とか養魚地がほとんど重ならないために、その結果として農地・養殖地の面積がほかのオプションより少ない、あるいはゼロとなっているということでございます。

(8)の、農家と養魚地への移転補償について。政府は、被影響者に対して、「元のムニシパリティ内もしくは近くの場所に代替の耕作地を補填する」とあるが、和文32では、移転による失業問題を解決するために、「元のムニシパリティ内もしくは近くの場所に移転できるように、移転地の割り当てに際しては特別の配慮する」とあり、代替地については触れていないと。それから、土地造成規制を強化し、地域への人口の流入を規制する方向から考えると、むしろ代替地を補償することを明確に打ち出したほうが一貫するのではないかというようなコメントをいただいております。これにつきましては、まず先にご説明しなければならないのは、小作農とか小作養魚者に対しましては無償で代替地を補償するということは、フィリピンの法律上は極めて難しい、基本的にはできないというふうに考えております。

ただし、現在、移転後の支援の一環として、Community Mortgage Programという低利な融資あっせん制度がございまして、そのほか、生計支援のプロジェクトがございまして、この特に低利なCommunity Mortgage Programを通じて、どの程度代替耕作地の確保が可能かについて検討して、その結果をプログレスレポートにさせていただきたいというふうに考えております。

次に、移転のほうでございます。(9)移転数について。

F S - 5 の場合に、確率 5 年よりも 10 年に増加したほうが、移転世帯数が減少する理由が不明である。この点について記述を加えていただきたい。これは確かにご指摘のとおり、一見この表を見ると当惑されると思います。説明が足りなかったことをお詫びします。この F S - 5 というのは、遊水地とそれから放水路が混合された案でございます。そのとき問題になるのは、遊水地をどの程度の割合で設けて、放水路をどの程度の割合で設けるかというのは、洪水の確率規模によって変わってしまうことです。今回検討した結果、5 年確率では放水路単独案が、事業投資面の面で有利となりました。一方、10 年確率とか 20 年確率の場合には遊水地単独案が有利ということになりまして、複合案というのが今回は発生しませんでした。

結果、どういうことが起こったかと申しますと、5 年確率のほうは放水路の案のために移転数が多くなってしまいます。一方、10 年以上の確率については遊水地案となりますので、移転数は少なくなると。このために、同じ代替案の名前ですが、逆転現象が起こっている。これは確かに非常にわかりにくい表現なので、ドラフトファイナルレポートでは表現を改めまして、もっとわかりやすいような表現を考えます。

次に、住民移転のスコープについて。記述部分と表 11. 9 の数字が一致しないと思われるので確認してほしいということで、これは確かに文章の中で出てきます移転対象のバランガイ数と表の中のバランガイ数が一致しておりません。これについて確認して、ドラフトファイナルで訂正させていただきます。

それから、11 番、移転世帯数の調査について。詳細を 11. 5. 4 で記述していることを追加したほうがよい。また、世帯の状況を把握するため行った調査の対象である 277 世帯のサンプリング方法と、その結果から全体を推定することの妥当性について、この箇所が 11. 5. 4 のいずれかで記述していただきたいというコメントをいただいております。これに関しまして、私のほうで理解したのは、最初のご質問の意味は、詳細を 11. 5. 4 で記述していることを追記したほうがよいというのは、多分 10 で環境調査の中で 277 というものを言及しておりまして、そのところに 11. 5. 4 で記述しているような話の内容を詳述すべきであるというふうに理解したのですけれども、それでよろしければ。

村山委員長 すみません、途中ですけれども、そこまでは申し上げているわけではなくて、11. 5. 4 で詳しく記述されているので参照していただきたいとか、それぐらいの程度の記述でいいと思うんですけれども。

乙川 それはやらさせていただきます。

それから、あと 277 のサンプリング方法と、その結果から全体を推定する妥当性についてと

いう、この部分については、確かにご指摘のとおり記述が少なかったもので、これについては再度確認しまして、ご趣旨の内容を追記させていただきたいと考えております。

それから、カビテ州の移転計画について。表11.22と11.23の違いについて記述を追加していただきたいというコメントをいただいております。これもご指摘のとおり、同じような内容の移転の必要数が出ていながら、数が全然違うという、非常にわかりにくい表になっているということを、我々も理解します。

それで、これ実は2種類のデータを調査団のほうは受け取りまして、1種類はカビテ州が事前に調査した結果のものでございます。それから、2番目の表というのは、カビテ州が最近出した調査の中間結果というふうな形で出ておりまして、これを咀嚼せずにプロGRESレポートに載せてしまったことを反省しております。これについてももっとわかりやすいように表記を直したいと思います。

それから、11.23についてはさらに調査が継続しているはずですので、これについてさらにアップデートした値を調査して修正させていただきたいと思います。

それから、移転予定者の社会状況について。記述部分で、高卒以上が川岸居住者で52%、農地所有者で43%であることをもってMajorityと表現していることに違和感があると。別の表現を検討していただきたいということでございまして、もともとこれは、私どもが考えておりましたのは、52%と43%というのがこのグループの中では最大多数ということでございましたので、Majorityという言葉を使わせていただきました。違和感があるということでございますので、より適切な表現を考えたいと思います。

14番、借地、不法占拠者の移転措置について。本件による移転家屋数のうち約85%が借地者または不法占拠者であると。さらにプロGRESレポートによれば、UDHA provides that.....ここに英語でありますけれども、とあると。移転家屋数のうち、支援を受ける資格のない家屋の数を示すこと、さらに支援を受けられる者に対する救済措置を具体的に提案することというコメントをいただいております。これにつきまして、結果としましては、ここのコメントに書いてございますように、支援を受けない移転者は基本的にはいない。すべての移転者に対しては支援を受けることになるでしょうということでございます。

具体的に申しますと、まず、土地それから家屋を所有している方を対象にした移転については、金銭補償を前提にして支援を受けます。それから、借地それから非正規居住者については、1992年を境にして、それ以前から住んでいる方については基本的には支援を受けるということになっております。Social Housing Programということですが、1993年以降に借地及

び居住を開始した人たちについては、基本的にはSocial Housing Programを受けられないというのが法律上の規則になっております。ただ、これは最低限の規則でございまして、カビテ州はこの(3)1993年以降に居住を開始した人たちに対しても、Social Housing Programを適用するという事で現在動いてございまして、今後もその措置を続けるという確認を取っております。したがって、支援を受けないというのは、Professional Squatter Syndicate、いわゆる犯罪組織で補償を目当てとする犯罪組織のみとなりますが、これも昨年、摘発が終わっておりますので、今回挙げている440件の中には入らない。したがって、結果として支援を受けない移転数はないというふうな結論になります。

それから15番、移転手段の手段について。現段階では、総じて一般的な記述にとどまっているということでございますので、これご指摘のとおりところが確かにございますので、我々のほうでも、特に現在実施しておりますカビテ州の移転での手当の内容、それからほかの類似プロジェクト、特にイロイロというところで同様の洪水事業のプロジェクトを行っておりますので、それが多分カビテでも適用されることになると思います。そういった中の詳細な内容を再度ドラフトファイナルに記述させていただきたいと考えております。

以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ここの部分についていかがでしょうか。原嶋委員。

原嶋委員 14番について教えていただきたい点が2つあります。1つは、全体を押し量ると、ここに4つのカテゴリというか区分がありますけれども、3番の93年以降の非正規居住者というのが、恐らく数的に多いような印象を受けます。結果としてプログラムを任意の形で受けるのかもしれませんが、数的にはどのくらいあるかということで押さえているのかという点が1点。もう1つは、一般的に今度は教えていただきたいんですけども、フィリピン全体で1993年で分けられているのか、その2点だけちょっと教えてください。

乙川 法律の名前をちょっと忘れましたが、1992年に制定された法律で補償内容が決まりまして、それ以降、この法律がずっと最低条件として設定されております。

それから、非正規居住者移転者数ですけども、1992年を境にして、どちらが多いかというのは、把握しておりません。基本的には、カビテ州では、これ区別せず補償するという事を前提にして行っておりますので、我々としては全体の数ということで把握しております。

藤崎委員 すみません、8番についてなんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですけども、農地と養魚地というんでしょうか、その移転補償というお話なんですけれども、

いきなり直接影響を受ける小作の方の話になってしまうんですけれども、ロジックとしては、もしそういった移転対象になるとするならば、その農地とか、それから養魚地そのものに対する補償という話になりますから、1つは地主がかむのではないか。地主に対する補償が出てしまうのではないか。その地主がそれに対応して、今度小作とどういう関係を持つのかという話になってくるように思うので、ちょっとここでの説明がいまいち、ちょっと私はすっきりしなかったんですけれども。

乙川 地主の方に対しては、その持っている土地及び、いわゆる養魚地としての財産額を推定しまして、市場価格で補償するというのが大前提でございます。それで、借地人の方に対しては、無償で土地を補償するということは、今の法律上適用できないということで、こういうふうに申し上げております。

藤崎委員 ここでの被影響者という言葉の使い方が、いきなり耕作という話にいつてしまう。深刻な影響を受けるのは確かにそうなんでしょうけれども、何か今、地主に関してはこうですよということをおっしゃられましたよね。当然、地主も被影響者になっているわけですよね。

乙川 そうでございます。

藤崎委員 ですから、そのあたりを明確にされたほうが、これだと何かちょっと一段飛んでしまっているのではないかという気がするんですけれども。

乙川 申しわけありません、質問に対して答えようという趣旨があったので、そういうふうに回答してしまいました。申しわけありません。おっしゃるとおりでございます。それをつけ加えさせていただきます。

藤崎委員 よろしく願います。

村山委員長 あといかがでしょうか。

12番の点ですが、たしか相当値が違いますよね。たしか11.22では数万単位で、23では数百ぐらいでしたか。桁が2つぐらい何か違ったような気がします。

乙川 後者のほうはもっと説明を加えなきゃいけないんですけれども、昨年9月から調査を始めた中で、今の時点で判明している数値ということが私どもの理解です。それから、前者のほうの数値というのは、何らかの方法で推定した非居住者の潜在的な全部の数を推定しているはずでございます。その推定方法がちょっとはつきりわかりませんので、それはフォローアップさせていただきます。

ですから、後者のほうについてはだんだん数字が増えていく形になっていくと思います。

村山委員長 わかりました。

それから、13番はちょっと言葉の問題ですけれども、これは分け方によって多数派がどうなるかというのが変わってくるところがありますし、Majorityと言ってしまうと、ちょっと過半数という意味もあるような気がするので、ちょっとそこをご考慮していただきたいということです。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、次のところ、あともう最後までですね。失礼しました。次、農業・漁業従事者の現況についてという部分をお願いいたします。

乙川 ご説明させていただきます。

16番、世帯の状況についてということで、農地・養殖地の所有者に対する面接調査の対策及びサンプリングの妥当性について記述することということで、確かにこれ、サンプリングを2種類行っておりまして、1種類が、移転家屋を対象にする。移転家屋のポテンシャルとなる方277を対象にした調査をやっておりまして、別途その農地・養殖地に対する従業者のサンプリングを行っておりまして、この調査のサンプリングの妥当性等について記述がなかったということで、これについては追記させていただきます。

ただ、ちょっと私どもも今、どうしようか考えているのは、実はこのサンプリングというのは、農地・養殖地については、全体のポテンシャルの20%ぐらいがサンプリング数のパーセンテージになっております。一方、家屋移転については43%ぐらいをそのサンプリングの割合としてとらえております。この20%もしくは40%というのが十分なのか不十分なのかというのは、どういうふうを考えようかなと、ちょっと私どものほうでまたこれから検討課題としていかなければならないというふうを考えております。

それから、17番、農地・養殖地における職業従事者数の把握方法を記述すること、また表10.6のFS-5において、洪水確率5年よりも10年以上の養殖地における影響従事者数が減少する根拠を示すこと。またフルスケールの改善において、FI-1、FS-1における影響数がほかのオプションより少ない、あるいはゼロになる理由を記述するというコメントをいただいております。まず最初に、職業従事者数の把握方法ですけれども、これはアンケート調査によるものでございます。その詳細はドラフトファイナルレポートに記述させていただきます。それから、あとのこのFS-5の5年確率、10年確率の養殖地における従業者数が減少するというのは、先ほどのご説明した話とかぶります。9番でのご説明したものと同じくくりでございます。それから、FS-1が影響者が少なくなるというのも、これも先ほどご説明した河川改修で法線が重なる、養魚者と重なる面積が極端に少ないことからという理由でございます。

それから、18番。農業及び漁業収入が、全家計収入に占めている割合は必ずしも大きくなく、その割合はそれぞれ45%及び20%である。また、土地収用により失う収入も家計収入の23%とされており、全体としては大きな問題ではないという評価になっているけれども、4分の1の家計収入源を失うというのはかなりの影響ではないかというふうなコメントをいただいております。

実は同様のコメントを石田委員のほうからもいただいております。そのとき、我々のほうでご回答申し上げたのがこの内容でございます。私どもが申し上げたかったのは、本件の場合、専業農家や専業養魚者は少なく、大半の小作の農漁民は副業として農業や養魚に従事しています。そのために、ほかの多くの事業に見られるように、土地収用に際して、彼らの収入に100%影響する状況が発生するわけではないという趣旨から、このような記述をさせていただきました。ただ、確かにご指摘のとおり、表現としてはあまり適切とは思われませんので、ドラフトファイナルレポートにおいて、今申し上げたような意味での内容に修正させていただきたいと考えております。

それから、19番、農家・漁業従事者の収入源の調査について。調査団が実施したサンプリング・インタビュー調査によれば、これは18番と一緒にですかね。……同じというか、ちょっと違うのは、どういうふうなサンプル数であるかのご質問と、それから先ほど申し上げましたように、養魚者それから農業の方、小作の点、それが主たる収入源でないとするれば、別の収入源というのは何ですかというご質問だと思います。

それから、サンプリングについては、世帯主の職業あるいは世帯の生計手段及び稼ぎ手について調査したのかというご質問でございます。

まず、最初のサンプル数の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもも2つのアンケート調査をしております。1つは家屋移転に対する調査で、これはサンプル数277の調査を行っています。そのほか、別途のアンケート調査としまして、農地及び養魚地の土地収用に伴う影響調査ということで、インタビューを行っています。これが農家29戸、それから養魚者15戸でございます。これが実際の補償対象となる方たちの20%に相当します。

それから、農業及び養殖業以外の収入源の職種は何かということなのでございますけれども、これは極めて多様でございます。アンケート調査によれば、ここに書いてございますように、大工、建設労務者から始まり、多種多様の職業を持っております。

それから、土地収用にかかわるサンプリング調査においては、我々は総収入、それから農業・養殖業の収入、そのほか収入の3つの区分について調査しております。ただ、私どもの調

査の中では、働き手の数だとか、その他の収入の内訳については、今回調べておりません。より詳細な調査については、F / S段階では行うものと考えております。

それから、失業問題の解決手段についてでございます。失業問題の解決手段として、職業訓練コースを用意するとありますが、フィリピンの社会経済状況の厳しさを考えるとき、いささか現実離れの模範解答ではと首を傾げたくなりますとのご指摘をいただきました。さらに国内に職がないからこそ、GNPの水準に影響するほどの国外への出稼ぎが発生しているというふうなご指摘をいただいております。

これにつきまして、直接の回答にはなっていないのかもしれませんが、1つ我々のほうでサンプルとして挙げられるのが、ほぼ一昨年から昨年まで実施されました職業訓練、フィリピンで行われておりますイロイロの洪水事業というものがございます。この中では、本件職業訓練支援と類似の内容が行われておりまして、カビテでも、この類似の内容が適用されることになると考えております。このイロイロの洪水事業では、市の移転支援組織、タスクフォースというのができておりまして、このタスクフォースと、それから地元のNGO、いくつかのNGOですけれども、協力しまして、まず住民の職業希望のアンケートをとっております。それから、現実に従事可能な職種をいくつか選択しております。その大多数の移転住民は、移転前に単純労働に従事しておりまして、これらの住民の方に対して新規に選択された職業としましては、溶接工、木工、マッサージ、露天飲食店、それから上水販売経営、ちょっとこれは別次元のものですけれども、水を販売する経営のやり方、それからサリサリストアというんですけれども、雑貨店等の経営等、いろいろな職業訓練を多種にわたって行っております。特にNGOの協力が極めて大きな助けとなっております。

あとそのほか、新たな職業従事のためのCommunity Mortgage Programを利用して、職業開始に必要な資金融資の仕組みをつくったり、さらに低利の融資のあっせんだとか、それから職業の紹介を実施しております。

結果として、最近アンケートをとったんですけれども、移転住民の方の収入というのは、移転後ではほぼ同じ水準まで確保された方がほとんどであると。それから、もう1つ彼らが強調しているのは、安定した収入が確保できて、むしろ生活環境が改善されているという結果になっております。直接の回答にはなっておりませんが、こういった状況がございます。

以上でございます。

村山委員長 どうもありがとうございます。

それでは、この部分、いかがでしょうか。藤崎委員。

藤崎委員 ありがとうございます。

それで、職業訓練のところは、このプロジェクトというのは、もともとの目的というのは洪水対策ですね。それで、お答えいただいたところで、確かにそのとおりだとは思いますが、けれども、これはまたこれで別の仕組みがあるので、何かこの表現、本文中でいただいた表現だと、何かこれもこのプロジェクトでやるみたいな感じになってしまって、何かこういった、例えばいろいろの洪水防御事業でこういうことをやっているということであるならば、そういったものも引いて、影響が少なくなるように計画を考えているとかとされたほうが、今の本文中の職業訓練コースを用意すると書かれてしまうと、そこまで手を広げられるのかなという気が率直にしてしまったのものですから、コメントさせていただきました。

それから、農地・養魚地の収用に関してですけれども、これ20%というのは収用される人たち、収用される件数も、20%に関してインタビューをされたということでございましょうか。それで、そのとき、非常にさっきの地主と、その影響を受ける従事者というところが何となく判別しないといいましょうか、気がいたしたものですから、これは例えば農地・養魚地の収用にかかわって、地主として影響を受ける人たちなのか、それともそうではなくて、要するに収用されてしまうものだから、それによって例えば職を失ったりするのか、そのあたりのところをちょっと。

乙川 それは、対象は小作の方、それから小作養魚者、いわゆる金銭補償を担保されていない方たちを対象に調査をしております。

藤崎委員 わかりました。そうしましたら、私、そうは受け取れなかったものですから、そのあたりは明確にお書きいただきたいと思います。

石田委員 今言っていたいていただいた、小作農民とか漁民に対する補償のことなんですけれども、私もコメントさせていただいたように、一応ご回答いただいて、標記には気をつけるということで、文章的にはよろしいかと思ったんですが、もう一度考えてみると、本当の、彼らが実際に失う収入の割合がどうなのかって、まだ理解できないんですよ。45%、20%失うというのは、これは結構大きいのではないかと思いますよね。

それから、だれが失うかということであって、社会調査をやっていれば、恐らく小作の人たちの財布はだれが握っているかってわかっているはずですから、だれの収入がどういうふうの流れで、だれに一番影響が多く出るのかというのもきちんと、できれば、今の段階でもし簡単にわかるようであれば調べていただいたほうが、どういう影響が及ぶのかというのがよりよくわかるような気がします。

ですから、その文章を適切に変える、文章表記を変えるというだけにとどまらないと、私は理解しています。

藤崎委員 同様なんです。というのは、何で私が主たる収入でないとするならば、ほかの収入って何ですかと聞きましたのは、小作ですよ、この人たち。今おっしゃられたとおり、小作で、影響を受けている小作の人たちであるということです。その場合、どういうふうな形でその20%とか40%という、何に対して20%になっているのか、何に対して40%になっているのかというのは、ほかの例えば40%であるとするならば、60%って何なの、どこから持ってきているのというところがわからないと、その影響に対する対策というんでしょうか、それも打ちようがない。この小作地を失うことによって、失う小作だから、恐らく1年間働いて、地主から何がしかのものをもらっていますと。それが、例えば40%に相当しますとして、そのあとの60%って何なんですとかというのがはっきりしないと、例えばその60%そのものも、例えば移ることによって失ってしまうものであるならば、これは非常に影響が大きいですよ。それは、副業を考えたら、例えばサリサリストアをやっていますとか、それからトライシクルの運転手をやっていますとか、フィリピンだったら、そういったものが恐らく大きいと思うんですよ。

それは土地についたものですから、もしその土地を移らなきゃいけなくなってしまったらそれもできなくなる。そうすると、40%どころではなくて、もっと大きな影響を受ける可能性だってあるわけですよ。

ですから、そのあたりは調査の仕方によって、ずいぶんその状況というものの把握が変わってくると思うので、そのあたりでは確かにその表記ぶりだけではないと、私自身も思います。

乙川 今回調査しました45とか20%というのは、あくまでも単純に今の小作及び養魚から得ている収入で、それ以外についてはおっしゃるとおり、まだ細かく、一体どの割合で大工なり副業から来ているのかと。その副業が1つ以上あった場合にどうかという調査はございません。

村田 英文レポートの10章の7ページのところに、平均的な小作農家と養魚オペレーターの収入が1戸当たり平均で書いてあります。農業から得ている収入と、その他収入、本人が働いているか、家族のだれが働いているか、本人の副業かはわかりませんが、その数字が、4,611ペソと書いてある。それから、テナントのフィッシュポンドオペレーターも、同じようにフィッシュポンドで得ている収入と、その他収入とがあって、両者ともその他収入のほうが大きい。それから、農業とフィッシュポンドオペレーションの収入の全てではなく、その内のいくらかが失われるわけで、半分なら半分が失われると仮定すると、家計全体からすれば影響が部分的

だという、その部分的という表現が適切かどうか知りませんが、そういうつもりで書いたんです。

その他収入の家族構成で、息子がいくら、お母さんがいくらとか、そういう内訳は調べてありません。家族トータルとしての額。あくまで平均値をこのレポートには記載しています。F/Sでは、これをもっと詳細に調べます。

藤崎委員 文章も読ませていただきましたし、それで疑問に思ったもので質問させていただいたんですけれども。

村田 それから、家はかかりません。この農家および養魚オペレーターの家は、一応かからない。移転はする必要ないけれども、田んぼが失われるから移転をしなければいかなんという話は別にあるかもしれませんが、ダイレクトに移転する対象ではありません。

藤崎委員 わかりました。文章も読ませていただきましたし、おっしゃる意味はわかるんですけれども、要は、私もフィリピンでフィールド調査なんかやっておったことがあるものですから、その経験からしますとそう簡単に所得って把握できないものなんですよ。だから、非常に何となく、いきなり平均値でこれだけのものが出てと出されても、これはどういう聞き方をしてこれを特定できているのか。例えば養魚地からのお金と、それからそれ以外のところというところがですね。そこがまずどんな形の調査がされてというところがあったものですから、こういうコメントをさせていただきました。

それで、これ以降に関しましては、要はこれからF/Sとかおやりになるときに、対象になる数というのは少ないと思いますけれども、ご参考までということでは言わせていただきますけれども、やっぱり所得のあり方というんでしょうか、それはその土地土地で相当いろいろ違いがあると思うんですね。そのあたりをうまく反映できるような形で、例えば私どもに対して十分に説得的な形で調査していただければということでございます。

村山委員長 今のご議論にありましたように、18番、19番の農業・漁業の従事者の収入減については、仮にこの数字が正しいとすれば決して小さくはなからうという委員の皆さんのご意見でありますし、また藤崎委員おっしゃるように、この数字が正しいとも言えない可能性があるということですから、その点を踏まえていただいて、少し記述を検討していただくということと同時に、20番にありますように、もしこういった収入減、大きいとすれば、やはり完全な失業ではなくても、ある程度の収入減に対する解決手段ということをより充実させる。可能性としては必要だというふうに思いますので、特にイロイロのほうで具体的な事業が進んでいるということですから、ここに関するリファーマーというか、内容をより詳しくご説明いただいて、

記述を追加していただく。ドラフトファイナルのほうにですね。そういったことが必要かと思
います。

ということでもよろしいでしょうか。

それでは、この部分はこのあたりにさせていただきます。

その後、ジェンダー以降、中間ごみ処理場の話まで、お願いいたします。

乙川 21番でございます。277家族に対して、サンプリング・インタビュー調査を行ったと
のことであるが、これらの世帯のうち、女性が所帯主の世帯の割合はどのくらいか不明である。
土地の所有に関して、現在女性が単独または共有で所有しているのはどのくらいの割合なの
か不明である。一般的に女性世帯主の場合は、貧困の確率が高く、また移転に当たっても不利
を被る危険があることは知られていることであり、またたとえ登録されていなくても、もとも
と習慣的に夫婦共有財産と認識していたものが、移転を契機に男性の名義になり、女性が不利
を被ることがあることは、先住民の土地登録などにおいても知られている。ジェンダー格差が
生まれないようにするため、今後の調査で性別の情報を収集するよう、ご留意いただきたいと
いうコメントをいただいております。

これは、全くご指摘のとおりで、私どもも反省しておりまして、今回のアンケート調査の中
で、性別の区別をしておりませんでした。今後、F / Sの対象事業の中での調査では、これを
改めてやらせていただきたいと思っています。また、M / Pの今後具体的に詳細設計、入札に
入るときに、やはり住民の性別条項についての収集をやる必要があるという提言をさせていた
だくことというふうに考えております。

それから、洪水対策委員会について。洪水対策委員会の構成について、理想的には balan
ガイ、NGO、地域関係者を含むことが望ましいとしつつ、案としては、行政当局の関係者でま
とめている。これに対して、FMCの役割の中で、地域との関係が公衆への情報提供とトレー
ニングにとどまっていることは不十分と思われる。そのため、洪水対策に関するパブリックコ
ンサルテーションの機能をFMCに加え、より参加型の対策につながる方向を検討していただ
きたい。これ、ご指摘のとおりで、FMCの我々の趣旨も、最終的には住民と連携した形での
コミュニティ防災が最終的な目標でございます。ただ、そのためには、まず今、関係機関、コ
ミュニティと関連している河川の浄化教宣だとか、それから洪水避難体制だとか、組織が
それぞれバラバラになって実施されておりまして、横の連絡がないために、まず今回、その
横の連絡をきちんとし、その組織を母体にして、これからコミュニティ防災の中でいろんな
ものをやっていきたい。具体的なプログラムとして、我々の調査の中でも、このFMCの中

心にしまして、これから河川浄化教宣のコミュニティキャンペーンを、5つのコミュニティでやる予定にしております。

それから、さらに洪水ハザードマップ、それから洪水警報避難システムの活動ということ、これもFMCのまず母体をつくって、その中のメンバー、PDCCというのがございますが、そこを中心にして、その活動を進めていきたいと。いくつかのワークショップ、パブリックコンサルテーションミーティングを、これからF/Sの中で実施する予定としております。

それから、中間ごみ処理についてでございますが、これは前回の環境審査会の中でもご指摘があった内容かと思えます。サンファン川で新規に中間ごみ処理場を建設するとのことであるが、このごみ処理場に起因する環境影響は、ガイドライン「2.3 環境社会配慮の項目」第2項及び「2.5 カテゴリ分類」第6項に言う派生的・二次的な影響に含まれるか否かの見解を示すことというコメントをいただいております。これにつきましては、ごみ処理場については相手国の計画でございますので、それに起因する環境影響は、本調査の派生的・二次的な影響には含まれないと考えております。

以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、最後の部分、いかがでしょうか。

原嶋委員 23番についてですけれども、JICAのガイドラインで、派生的あるいは二次的な影響とか、あるいは累積的な影響についてカバーするというのは非常に特徴的な内容です。

ただ、そうかといって、何もかもガイドラインの中で考慮するというのは現実には難しいわけで、その線引きが非常に難しい。そのことは、例えば異議申立てなんかがあったケースでも、そのスコープを規定するというので、なかなか現実的な判断は難しいと思います。

今のこの件についてのこの回答について、特に妥当ではないというふうには思わないですけれども、ただ1つだけ今のお話で、事業が相手国、事業主体が違うからという理由だけで、それが理由で付随的なものは含まれないというのは、ちょっと理由としては納得出来ません。それだけが理由であればですね。これはちょっとまだ研究というか、蓄積が必要な部分なので、今、最終的な明確なクライテリアはないだろうと思うんですけれども、少なくとも、今日のお話を伺った中で、事業主体が違うということだけをもって、その派生的・二次的な影響の対象外であるとか、あるいは累積的な影響の対象外であるというのは、それは理由にならないというふうな印象を持ちます。結果はいいんですけれども、理由について、ちょっと疑問を持っているということだけ記録に残しておきたい。

九野 その件ですけれども、私も派生的・二次的影響がどういうものかというのを考えまして、例えば別の事業主体、フィリピン国が実施しているプロジェクトであったとしても、この調査を実施することによって、例えばごみがたくさん集まってきて、処分場で処分がしきれなくなるといったような、この調査に起因して何か起こりそうなケースは派生的・二次的影響に入ってくるんだと思ったんですけれども、そうではない、処理施設をつくることに起因して発生するような問題については入ってこないのではないかと考えました。回答になっているかどうかかわからないですけれども。

村山委員長 今のご指摘のような話であるとすれば、相手国が計画をしているごみ処理施設の計画の内容に対して、この事業から発生するごみの量がどの程度の割合なのかとか、そういった情報は多分必要になるような気がします。

乙川 ちょっと先ほど九野さんがおっしゃったことに関連するんですけれども、本事業を実施することによって、ごみが発生するということはございません。要するに、今回我々がごみの浄化教宣を考えているのは、現在のごみが洪水の流下能力を阻害するために、それを少なくしたいということだけであって、本事業が原因でごみが増えるということとはございません。

村山委員長 既に存在しているごみを除去するということは、本事業によって発生するごみではないということですね。

野村委員 流下能力を妨げているごみがあるということで、前回だったか前々回だったか説明いただいたときに気になったんですが、要は、乱暴な言い方ですけれども、大したごみでなければ洪水が発生したときにフラッシュアウトするからいいんだみたいなご説明があったように記憶しているんですね。そのフラッシュアウトしてしまえばいいのかというのは私は非常に疑問で、海にごみを押し出せれば、川が流れていれば問題ないんだという考え方は、私は本来おかしいと思います。

だったら詰まるぐらいのほうがいいと。要するに、人間が捨てて、自分の身に被害が及ぶのは仕方がない。しかし、海にフラッシュアウトしたものがマングローブに引っかかり、魚がそれを飲み込む、あるいは汚染されるということが起こるぐらいだったら、川の水がつかかって人間が困るのは、天に唾するようなものですから、自業自得という意味で、そのほうがいいと思う。

ですから、そういう意味では、もし川が流れればいい、フラッシュアウトすればいいんだということであるとすると、ごみの量というのは、実態としてはやっぱり減っている。ですがフ

ラッシュアウトをさせないんだ、今まで川に捨ててフラッシュアウトしていたものをきちんと処理場に持って行って処理するというのであれば、ごみの量、処理しなきゃいけないごみの量は増えるだろうと思います。

ですから、今おっしゃられたごみの量は増えませんかというのは、フラッシュアウトすることを前提に考えているとすると、おかしいと思う。

乙川 我々は、洪水防御として、積極的にフラッシュアウトさせると、そういうふうな施策はとってはおりません。要するに、私が表現したのは、今洪水で問題になっているところのうちの大半、相当な部分については、ごみが洪水の障害にはなっていませんと。それはなぜかという、フラッシュアウトされているからです。洪水に対して悪さをしている、問題になっているのは、20か所のボトルネックのところですよ。それについては定期的にメンテナンスしなければなりませんと言っているだけであって、フラッシュアウトを何か積極的に施策として取り上げたり、そういうことを我々の対策の中で考えていたり提案しているわけではございません。

村山委員長 フラッシュアウトの有無にかかわらず、恐らく事業実施段階で存在しているごみだけではなくて、今後もきちんとしたごみ処理をやっていかないと、流域に溜まる可能性もありますので、やはりごみの問題は建設段階だけではないと思うんですね。そういう意味では、今回の洪水治水対策を行う上で必要なごみ処理が、相手国で計画をしているごみ処理場を相当圧迫しないということは一応確認をいただいております。多分、そういう前提で話が進んでいると思いますので、その点は確認をしていただくということでしょうか。

九野 はい、わかりました。

村山委員長 それでは、一応全体を通して行いましたが、ほかにいかがでしょうか。

石田委員。

石田委員 3月というのは、私も含めてみんな忙しいので、そう思って先走りはしたんですけども、前回の説明会が終わった後、早々に私はコメントを出させていただいたんですね。それに対する回答というのはメールでいただいて、皆さんにもお配りされているんですが、私はあれは今回の審査会へのコメントだと思っていたんですけども、今日いただいたコピーにも、それから数日前にいただいた審査内容に関するコメントへの回答でも、載せておられなかったのがちょっとわからないんですが。それは載せておられないんですね。つまり、私が出したコメントに対する回答が、今日、審査の中で審議すべきものとして載せておられないんです。それはなぜなのか理解できないです。

私が出した回答に対しては、調査団側から、例えばマングローブについては以下のような追加調査を行う必要があることをM/P最終報告書に追記するというので、5つほど書かれているところもあるんですね。ですから、どういうふうにすればいいのか、ちょっとそこをお聞きしたいんです。

村山委員長 ちょっとそこは事務局から整理していただけますか。

竹田 審査委員の方々にお送りしました、今回のお配りした資料のほかに、石田様の方に1回、前回の石田委員からのコメントに対する回答をどうしますかというようなメールを事前に差し上げたんですが、それで何もコメントをいただけなかったもので、今回、とりあえずは資料だけをお配りして、その他の部分について回答を書いてお渡ししております。

石田委員 それは事実と違うんですね。私が3月3日付でいただいているのは、新たにコメントがある場合には本日中にお願いいたしますというコメントだけです。事実と異なります。

渡辺 それでは、石田委員からいただいたコメント回答を、本日の資料に追加させていただきまして、答申案を作成するときに、石田委員のコメントをあわせてつくらせていただくという形でよろしいでしょうか。

石田委員 ぜひお願いします。

村山委員長 ということで、今日の資料に追加されるということでお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほどちょっと途中で申し上げたんですが、今回はプロGRESSレポートに対して諮問答申という形になりました。ただ、本来はドラフトファイナルに対して諮問答申がなされるということになっていますので、もし大きく内容が異なるようであれば、やはりきちんとした議論が必要だと私は思います。あまり変わらなくても、やはりこういったドラフトファイナルになったのかというのは一応ご報告いただいて、コメントがあれば委員のほうから出していただく。今期の審査会でそれがなされるかどうかはわかりませんが、今後そういった形で進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺 了解いたします。時期的にどうなるかという問題はございますけれども、考え方としては、ドラフトファイナルのときに、特に今回のM/Pの部分について、特に大きい変更がないかを確認させていただいて、あと念のために、委員の皆様にお配りをするというような形にしたいと思います。

村山委員長 よろしくお願いいたします。

それではよろしいでしょうか。

では、第1議題はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、第2議題ですが、要請段階のカテゴリA案件のコメント報告です。よろしくお願いいたしますします。

渡辺 資料として、ウガンダ国ナイル架橋建設設計計画に係るフィージビリティ調査ということで、もう既に審査会でコメント案をお出ししまして、今回は結果の報告という内容でございますので、資料の配布ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

村山委員長 ありがとうございました。

委員の方から何かコメントはありますでしょうか。

よろしければ、今後の予定について、簡単にご報告ください。

渡辺 それでは、第18回でございますけれども、3月24日月曜日の15時から、議題としましては、マケドニア国スコピエ下水道改善計画の答申案協議を予定しております。

村山委員長 それでは、その他ということですが、何か委員の方からありますでしょうか。よろしいですか。

資料がいくつか出ておりますので、ご確認いただければと思います。

4月以降の日程表ですが、最大これだけ行われるということで、場合によっては、スキップする場合もあるということによろしいですか。

渡辺 はい、そのとおりです。

村山委員長 ということで、ご確認いただければと思います。

それではよろしいでしょうか。

原嶋委員 今、19年度採択案件のザンビアの案件でちょっと確認したいんですけれども、これはカテゴリBということですが、拝見した限り、上下水道とか道路とかいろいろ、いわゆるハードが含まれています。Aだという可能性もあるような印象を持つのですが、その理由について、もう少し教えてください。

渡辺 本案件なんですけれども、採択時にカテゴリ分類を行った時点ではカテゴリBでございました。これにつきましては、先日ご説明をさせていただいたんですけれども、実際にはかなり影響の大きいようなプロジェクトが想定されるということになりまして、カテゴリBからカテゴリAに事前調査の段階で変更しております。

村山委員長 今日の資料ではカテゴリBになっていますね。

渡辺 今日の資料は、採択案件としての資料でございますので、採択時にはカテゴリBであ

り、その後、採択の後に事前調査が行われまして、事前調査の結果を見て、カテゴリBをカテゴリAに変更したということでございます。

村山委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

もしよろしければ、今日の審査会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。